

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 35 条第 4 項の規定により貸与した次の自動車臨時運行許可番号標は、運行者が東大阪市自動車臨時運行許可に関する規則（昭和 42 年東大阪市規則第 51 号）第 4 条の規定に違反して返納しなかったので失効した旨を同規則第 6 条の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 10 日

東大阪市長 野 田 義 和

1 番号標番号

大阪 13-15 東大阪

大阪 10-92 東大阪

2 連絡先

(1) 担当 東大阪市役所市民生活部市民室市民課庶務担当

(2) 電話 06-4309-3172